

国立大学法人広島大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)		賞与	その他(内容)	就任	退任
	千円	千円	千円	千円		
法人の長	20,595	14,724	5,871	()		
理事 (6人)	90,173	63,000	25,121	1,416 636 (通勤手当) (単身赴任手当)		3月31日 2名
理事 (非常勤) (1人)	2,400	2,400		()		
監事 (1人)	11,871	9,396	2,475	()		
監事 (非常勤) (1人)	2,160	2,160		()		

役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月		
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

職種別支給状況

	人	歳	うち通勤手当			
			千円	千円	千円	千円
事務・技術	2,302	44.7	7,371	5,353	128	2,018
	587	43.7	5,897	4,338	177	1,559
医療職種 (医師)	1,093	47.9	9,002	6,482	135	2,520
	該当者なし					
	326	36.7	5,049	3,711	40	1,338
	6	53.7	4,957	3,639	89	1,318
海技職種	7	48.4	7,613	5,545	0	2,068
	4	40.5	5,192	3,802	0	1,390
教育職種 (附属高校教員)	89	44.5	7,413	5,446	86	1,967
教育職種 (附属義務教育学校教員)	98	42.3	7,173	5,287	121	1,886
医療職種 (医療技術職員)	83	43.7	5,982	4,354	81	1,628
その他医療職種 (医療技術職員)	4	43.5	4,787	3,515	194	1,272
指定職種	4	49	5,922	4,325	115	1,597
	1					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	359	44.4	8,508	6,227	58	2,281
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	350	44.5	8,538	6,242	56	2,296
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	39.1	7,825	6,010	148	1,815

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	104	40.6	3,339	2,655	141	684
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	51	47.6	3,097	2,345	217	752
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	25	30.8	2,349	2,349	39	0
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	15	38.4	5,592	4,180	52	1,412
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	30.6	3,600	2,696	157	904
その他	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	47.8	3,564	2,701	104	863

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

注3: 「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

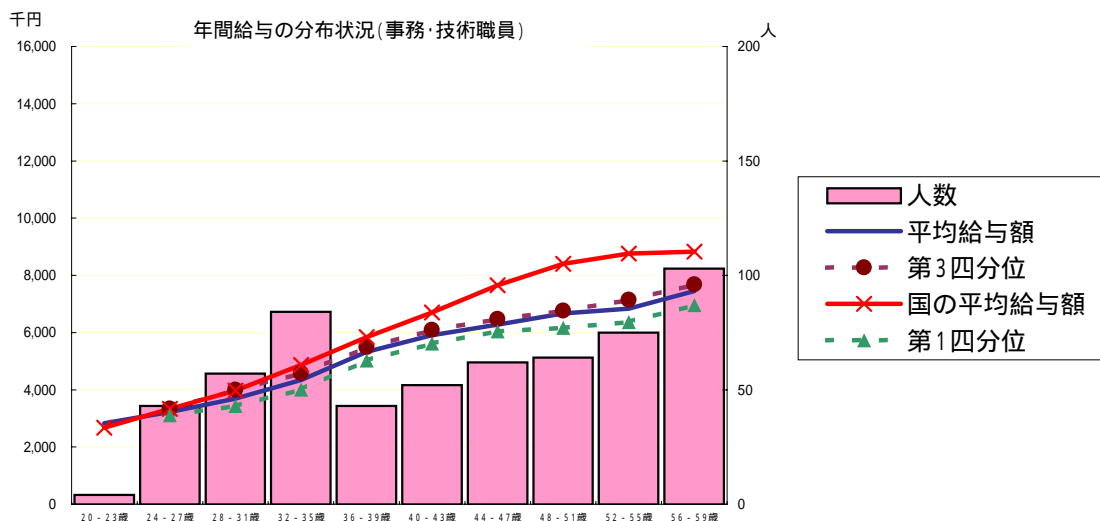
注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「指定職種」とは、教育・研究上の業績が認められ、ノーベル賞、文化勲章及び日本学士院賞等の極めて権威のある賞を受賞した者を示す。

注6: 常勤職員の指定職種及び任期付職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注7: 非常勤職員のその他は、非常勤の技能・労務職種及び病院以外に勤務する非常勤の医療職種(看護師)を示す。

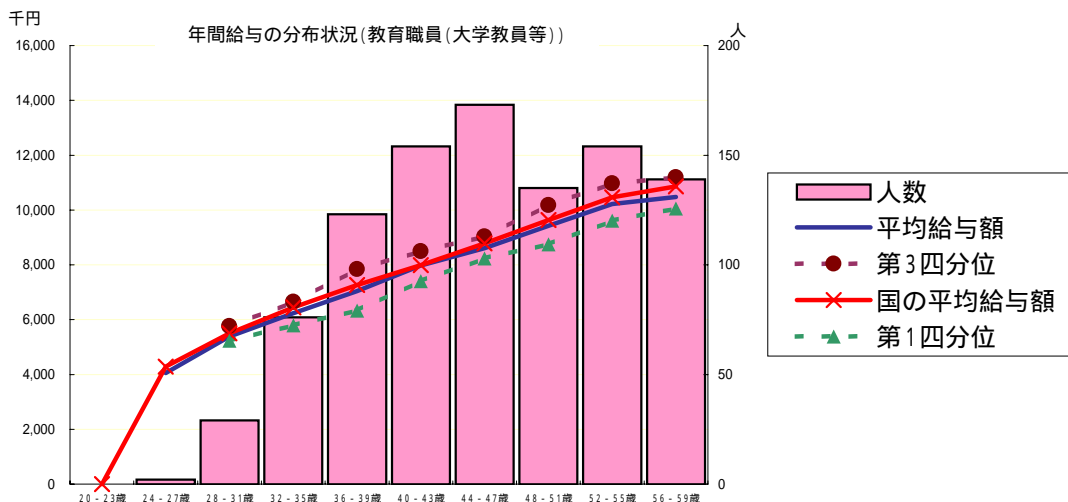
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師)) (在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。)



(事務・技術職員)

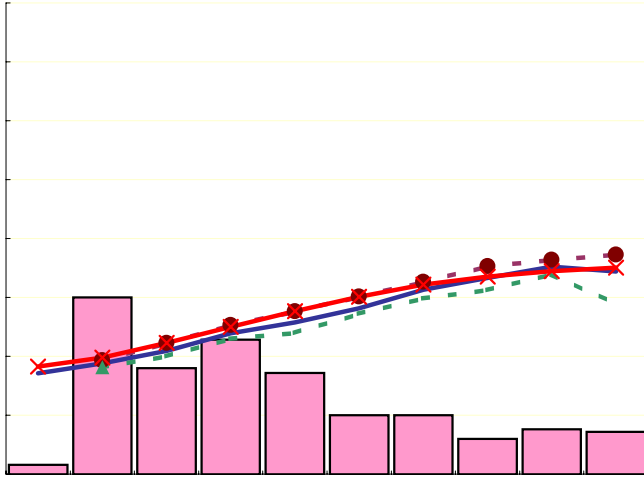
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	5	57.9	10,611	10,801	10,931
課長	32	54.7	8,112	8,556	8,848
副課長	62	55.5	6,959	7,198	7,512
主査	244	48.3	5,941	6,317	6,737
主任	113	40.3	4,460	5,045	5,712
グループ員	131	29.3	3,248	3,603	3,984

注: 本法人には, 「本部」及び「地方」の区分がないため, 原則として「本部課長」及び「本部係員」を掲げるところ, 「課長」及び「グループ員」を記載した。



(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	479	54.7	9,917	10,522	11,053
助教授	357	44.9	8,046	8,368	8,766
講師	34	42.2	7,005	7,724	8,315
助手	208	39.2	6,001	6,371	6,809
教務職員	15	40.0	4,441	5,077	5,865



(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	57.5	-		-	
副看護部長	4	49.5	-	7,709	-	
看護師長	31	51.3	6,576	6,985	7,425	
副看護師長	59	43.3	5,525	5,987	6,495	
看護師	226	32.2	3,811	4,403	4,879	
准看護師	5	56.9	5,355	5,529	5,617	

注:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)/医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		グループ員	グループ員	主任 グループ員	主査 主任	主査
人員 (割合)	587 ()	4 (0.7%)	53 (9.0%)	116 (19.8%)	168 (28.6%)	101 (17.2%)
年齢(最高 ~最低)		23~21 歳	30~24 歳	52~27 歳	59~33 歳	57~43 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 2,304~2,034	千円 2,719~2,129	千円 3,827~2,365	千円 4,850~3,173	千円 5,423~4,298
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 3,030~2,687	千円 3,582~2,909	千円 5,230~3,232	千円 6,574~4,395	千円 7,400~5,948

区分	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位	副課長 主査	課長 副課長	課長	部長	部長	適用職位なし
人員 (割合)	82 (14.0%)	39 (6.6%)	19 (3.2%)	5 (0.9%)	該当者なし ()	()
年齢(最高 ~最低)	59~47 歳	59~39 歳	59~49 歳	59~53 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)	千円 5,545~4,516	千円 6,563~5,022	千円 7,485~6,044	千円 8,106~7,544	千円 ~	千円 ~
年間給与 額(最高 ~最低)	千円 7,693~6,268	千円 8,661~7,032	千円 10,213~8,309	千円 11,096~10,526	千円 ~	千円 ~

教育職員(大学教員等)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	1,093 ()	15 (1.4%)	208 (19.0%)	36 (3.3%)	355 (32.5%)	479 (43.8%)
年齢(最高 ~最低)		57~28 歳	61~26 歳	61~29 歳	62~32 歳	62~39 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 4,428~2,841	千円 5,993~2,998	千円 6,840~3,853	千円 7,818~4,259	千円 9,268~5,771
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 6,008~3,833	千円 8,114~3,997	千円 9,399~5,237	千円 10,402~5,870	千円 12,925~8,052

医療職員(看護)

区分	
標準的な職位	
人員(割合)	
年齢(最高~最低)	
所定内給与年額(最高~最低)	
年間給与額(最高~最低)	

注:6級における「最低」以下

賞与(平成16年度(教員))

(事務・技術職)

区分	
管理職員	一律
	査定支給(平均)
一般職員	一律
	査定支給(平均)

教育職員(大)

区分	
管理職員	一律
	査定支給(平均)
一般職員	一律
	査定支給(平均)

最高~最低

医療職員(看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.3	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.7	% 34.6
	最高～最低	% 42.9～33.3	% 39.1～30.4	% 40.9～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.2	% 32.6
	最高～最低	% 40.4～31.0	% 37.3～28.2	% 35.5～29.5

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)/医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.6

対他の国立大学法人等

97.7

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一))

97.7

対他の国立大学法人等

96.4

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))

95.8

対他の国立大学法人等

98.0

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 26,778,911	千円 27,317,197	千円 (%) 538,286 (2.0)	千円 (%) - (-)
人件費 (A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 29,758,122	千円 29,816,260	千円 (%) 58,138 (0.2)	千円 (%) - (-)
最広義人件費	千円 33,822,024	千円 33,648,894	千円 (%) 173,130 (0.5)	千円 (%) - (-)

注1:「前年度(平成15年度)」の数値は、国立大学法人移行前の広島大学の平成15年度の年間実績額である。

注2:「人件費」及び「最広義人件費」欄中、「前年度(平成15年度)」の数値には、法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無	-	-	-
役員(常勤)	無	-	-	-
役員(非常勤)	無	-	-	-
職 員	有	-	-	職務付加手当の支給対象職務及び特殊勤務手当の支給対象業務の見直し

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、「役員報酬規則」において、各役員の前職期間における実績を勘案して、賞与(期末特別手当)を増減できることとしている。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{ 平成16年度における改定は行っていない。(平成16年4月1日法人設立)
理事	{ 同上 }
理事(非常勤)	{ 同上 }
監事	{ 同上 }
監事(非常勤)	{ 同上 }

3 職員給与

人件費管理の基本方針

教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用を図り、全学的視点からの人件費(人員)管理による教職員人事の適正化を推進する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条の規定により準用される独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項の規定に基づき、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給(普通昇給、特別昇給)・昇格や勤勉手当に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給:本給	普通昇給: 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合には、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
	特別昇給: 職員の勤務成績が特に優秀である場合には、特別に1号俸以上上位の号俸に昇給させることができる。
	昇格: 職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

著しく負担のかかる職務を付加されたものに対し支給する職務付加手当の支給対象職務を追加した。(学長室付特別補佐及び技術センター長:月額50,000円)
勤務の特殊性等を考慮して支給する特殊勤務手当の見直しを、以下のとおり行った。

- ・ 病院の救急部・集中治療部において、交替により夜間又は休日に診療業務を行う医師に対し支給する夜間・休日診療手当を追加した。(1回:20,000円)
- ・ 大学生の教育実習の指導業務又は準備及び整理の業務を行う附属小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員に対し支給する教育実習等指導手当を

A@ 岨勤叩瀧典0!B 驛L オ 矛ば